



ブルテン No.SFC2008-01

2008年3月30日発行

SFCチャレンジカップシリーズ組織委員会

JAF FC2 エビス・筑波・もてぎ選手権シリーズ関係者各位
グランナショナルスーパーフォーミュラCチャレンジカップシリーズ関係者各位
エビスチャレンジカートシリーズ関係者各位

1. 装着タイヤについて

2008 グランナショナルスーパーフォーミュラ C チャレンジカップシリーズ特別規則付則 B 第 12 条【タイヤ及びホイール】について特別規則発表後にご案内した「ドライタイヤとウェットタイヤは同一メーカーとする」の記述を次の理由からその移行処置として、本年7月（第4戦終了時）まで「ドライタイヤとウェットタイヤが同一メーカーでなくとも良い」こととする。

《理由》

- ①本年からドライタイヤ、ウェットタイヤ共 CIK 公認タイヤ使用が義務付けとなったが、現在の経済状況を鑑み、保有している異なるメーカーのウェットタイヤ（CIK 公認タイヤ）を使用したい要望が多くあった。
- ②発表から実施までに猶予期間が短かった。
- ③優位性が発生しない。

2. タイヤ装着賞について

- 1) コースコンディションの変化によりドライタイヤとウェットタイヤを異なるメーカーで使用した場合は、当該レースにおいて 2008 グランナショナルスーパーフォーミュラ C チャレンジカップシリーズ特別規則第 37 条 4)【タイヤ装着賞】の対象外とする。
- 2) 2008 グランナショナルスーパーフォーミュラ C チャレンジカップシリーズ特別規則第 37 条 4)【タイヤ装着賞】②「2008 年度はエビスシリーズを除きます」の文言を削除する。

※エビス大会にも住友ゴム工業株式会社様の御協賛がいただけることになり、ダンロップタイヤ装着賞が授与されます。

3. エビスチャレンジカートシリーズにおいては、2008 グランナショナルスーパーフォーミュラ C チャレンジカップシリーズ特別規則付則 B に記載されている条文のままを適用するものとする。

以上